

関係県知事からの意見聴取結果

県名	回答日	知事からの意見	四国地方整備局の考え方
徳島県	平成21年8月7日	<p>このことについて、意見はありません。</p> <p>今後の事業の実施にあたっては、下記について御配慮頂きますようお願いします。</p> <p>なお、河川法施行令第10条の4第2項に基づく関係市町長の意見は別添のとおりです。</p> <p>1 当計画に基づく具体的な河川整備の実施については、コスト縮減や効率化に取り組み、計画的かつ着実に実施すること。</p> <p>2 個々の事業の実施にあたっては、地方の意見が十分反映されるよう配慮すること。</p> <p>3 これまでに聴取された多様な意見については、今後の取り組みにおいて参考とすること。</p>	付帯する要望等については、今後、河川整備計画に基づく具体的な事業実施段階において、十分に検討・配慮しながら対応していきます。
香川県	平成21年7月27日	<p>本計画に関する意見は特にありません。なお、下記のとおり付記いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>本計画に基づき、本県の利水に関わる具体的な事業を計画される場合は、担当部局へ事前協議を行い、双方了解の上実施されたい。</p>	付帯する要望等については、今後具体的な事業を行う際に配慮し対応していきます。
愛媛県	平成21年7月16日	平成21年6月1日付け国四整河計第9号にて意見聴取のあったことについては、支障ありません。	—
高知県	平成21年8月24日	<p>平成21年6月1日付け国四整河計第9号で意見聴取のあった、このことについて別紙のとおり回答いたします。</p> <p>【別紙 回答意見】</p> <p>1 早明浦ダム下流の浸水が発生している区間について、ダムによる洪水調節を的確に実施するため、国としても河川整備計画に位置づけたうえで、必要な対策を実施してください。</p> <p>2 早明浦ダムにおける洪水調節を増大させるためのダムの改築、濁水の長期化及び冷水対策については、早期に事業を実施してください。</p>	意見に基づき、本文の記述内容を修正させていただきます。 (別紙－4参照)